

### 別表3 介護等の業務に従事する者

※ 次の各号中、「主として」、「主たる」とあるのは、要援護者に対する対人の直接的な援助が受験申込者の本来業務として明確に位置づけられていることを指すものです。

※ 介護等とは、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排泄、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務を指すものです。

区分	種別 (対象となる施設・事業者等)	職種 (対象となる職員)	規定する 法令・通知等
ウー1	障害者支援施設	主たる業務が介護等の業務であるもの	障害者総合支援法
ウー2	救護施設	主たる業務が介護等の業務であるもの	生活保護法（昭和25年法律第144号）
	更生施設		
ウー3	老人デイサービスセンター	主たる業務が介護等の業務であるもの	老人福祉法（昭和38年法律第133号）
	老人デイサービス事業を行う施設		
	老人短期入所施設		
	老人短期入所事業を行う施設		
	養護老人ホーム		
	特別養護老人ホーム		
ウー4	居宅介護、同行援護、行動援護、重度訪問介護	居宅介護、同行援護、行動援護及び重度訪問介護の従業者	障害者総合支援法
	老人居宅介護等事業	訪問介護員	老人福祉法
ウー5	障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、共同生活援助※、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び短期入所を行うものに限る。）を行う事業所	主たる業務が介護等の業務であるもの	障害者総合支援法  ※共同生活援助は、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第207条に規定する指定共同生活援助に限る。
	地域活動支援センター	主たる業務が介護等の業務であるもの	障害者総合支援法

区分	種別 (対象となる施設・事業者等)	職種 (対象となる職員)	規定する 法令・通知等	
ウー6	軽費老人ホーム	入所者のうちに身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者を含む施設の職員のうち、主たる業務が介護等の業務であるもの	老人福祉法	
	有料老人ホーム		介護保険法	
	介護老人保健施設			
	精神障害者社会復帰施設	主たる業務が介護等の業務であるもの	「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格認定に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和63年2月12日付け社庶第30号)の2の(3)	障害者総合支援法(平成17年法律第123号)附則第48条の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同条に規定(同条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第50条の2第1項第一号)
	精神障害者生活訓練施設			同項第二号
	精神障害者授産施設			同項第四号
	精神障害者福祉工場			障害者総合支援法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第58条第1項
	知的障害者援護施設	主たる業務が介護等の業務であるもの		同法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第21条の6
	知的障害者更生施設	同法第21条の7		
	知的障害者授産施設	同法第21条の8		
	知的障害者通勤寮	障害者総合支援法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第58条第1項に規定		
	身体障害者福祉工場 知的障害者福祉工場 福祉ホーム	主たる業務が介護等の業務であるもの		独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)
	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設	主たる業務が介護等の業務であるもの		(「隣保館の設置及び運営について」(平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号)別紙1(隣保館デイサービス事業実施要領))
	隣保館デイサービス事業	主たる業務が介護等の業務であるもの		

区分	種別 (対象となる施設・事業者等)	職種 (対象となる職員)	規定する 法令・通知等
ウー 7	病院または診療所	看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの	医療法（昭和23年法律第205号）
	注）空床時にベッドメイキングや検体の運搬などの間接的な業務のみを行っている者を除く。		
ウー 8	介護等の便宜を供与する事業を行う者	主として介護等の業務に従事する者	
	注） 事業として継続、反復している事業者により雇用され又は指揮命令を受けながら従事した者であって、次の業務に従事している者であること。 (1) 市場機構を通じて在宅サービス等を提供しているいわゆる民間事業者において主として介護等の業務に従事する者 (2) 市区町村社会福祉協議会で実施している入浴サービス等に従事している者のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの (3) 生活協同組合、農業協同組合で実施している在宅サービス等に従事している者のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの (4) 法令等に基づかない市町村単独事業で介護等の業務を行っているもの (5) 平成9年9月末までの特別措置として特例許可老人病棟において活動していた家政婦のうち、その主たる業務が介護等の業務である者 (6) ボランティア等の公的サービス以外のサービスを行う団体において介護等の業務を行っている者（団体概要及び市区町村ボランティアセンター等に登録されている団体についてはその旨の書類を実務経験証明書に添付すること。）		
ウー 9	個人の家庭において就業する家政婦	主たる業務が介護等の業務であるもの	職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）附則第4項
ウー 10	労災特別介護施設（（財）労災サポートセンター受託）	介護職員	労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第29条第1項第2号
ウー 11	「重症心身障害児（者）通園事業」を行っている施設	利用者の療育に直接従事した職員（施設長、医師、看護師、児童指導員及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く。）	「重症心身障害児（者）通園事業の実施について」（平成15年11月10日付け障発第1110001号） 別紙（重症心身障害児（者）通園事業実施要綱）
ウー 12	主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援事業所		児童福祉法第6条の2第2項 児童福祉法第7条第2項
ウー 13	地域生活支援事業	移動支援事業	「地域生活支援事業の実施について」（平成18年8月1日付け障発第0801002号） 別紙1（地域生活支援事業実施要綱） 別記9
		訪問入浴サービス	同上 別記11「任意事業」
		日中一時支援	同上 別記11「任意事業」
ウー 14	地域福祉センター	主たる業務が介護等の業務であるもの	「地域福祉センターの設置運営について」（平成6年6月23日付け社援地第74号） 別紙（地域福祉センター設置運営要綱）

区分	種別 (対象となる施設・事業者等)	職種 (対象となる職員)	規定する 法令・通知等
ウー15	主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設	入所者の保護に直接従事する職員のうち、その主たる業務が介護等であるもの	児童福祉法（昭和22年法律第164号）
	主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設		
	主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設		
ウー16	ハンセン病療養所	介護員等その主たる業務が介護等の業務である者 ※（1） 国立ハンセン病療養所にあつては介護員とする。 ※（2） （1）以外のハンセン病療養所にあつては、主たる業務が介護等の業務である者とする。	
ウー17	児童福祉法第6条の2第3項に基づく厚生労働大臣の指定を受けた指定医療機関	保育士	児童福祉法第6条の2第3項
ウー18	指定訪問入浴介護	介護職員	指定居宅サービスに該当する法第8条第3項
	指定介護予防訪問入浴介護		指定介護予防サービスに該当する法第8条の2第3項
ウー19	指定小規模多機能型居宅介護	介護従事者	指定地域密着型サービスに該当する法第8条第18項
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護		指定地域密着型介護予防サービスに該当する法第8条の2第16項
ウー20	指定認知症対応型共同生活介護	介護従事者	指定地域密着型サービスに該当する法第8条第19項
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護		指定地域密着型介護予防サービスに該当する法第8条の2第17項
ウー21	指定通所リハビリテーション	介護職員	指定居宅サービスに該当する法第8条第8項
	指定介護予防通所リハビリテーション		指定介護予防サービスに該当する法第8条の2第8項

注1 「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」(平成18年5月22日付け老発第0522001号)施行前の以下に掲げる業務については、実務経験期間に算入できる。

ウー(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者更生施設(重度の肢体不自由者を入所させて、その更生に必要な治療及び訓練を行うものに限る。)、身体障害者療護施設又は身体障害者授産施設(重度の身体障害者で雇用されることの困難なもの等を入所させて、必要な訓練を行い、かつ、職業を与え、自活させるものに限る。)の寮母の業務に従事した期間

ウー(2) 身体障害者福祉法に規定する身体障害者居宅介護等事業、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者居宅介護等事業又は知的障害者福祉法に規定する知的障害者居宅介護等事業の訪問介護員の業務に従事した期間

ウー(3) 身体障害者福祉法に規定する身体障害者デイサービス事業若しくは身体障害者短期入所事業、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者短期入所事業又は知的障害者

福祉法に規定する知的障害者短期入所事業を行う施設の職員であり、その主たる業務が介護等の業務である者が従事した期間

ウー(4) 「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」(平成8年5月10日付け児発第496号)別紙(重症心身障害児(者)通園事業実施要綱)に基づく「重症心身障害児(者)通園事業」において施設の入所者の保護に直接従事する職員(施設長、医師、看護師、児童指導員及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く。)の業務に従事した期間

注2 「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」の一部改正について(平成19年4月20日付け老発第0420003号)施行前の以下に掲げる業務については、実務経験期間に算入できる。

ウー(5) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設の入所者の支援に直接従事する職員であり、その主たる業務が介護等の業務である者が従事した期間

ウー(6) 障害者自立支援法に規定する外出介護の業務に従事した期間

ウー(7) 障害者自立支援法に規定する障害者デイサービスを行う事業所の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者が従事した期間

ウー(8) 「身体障害者自立支援事業の実施について」(平成3年10月7日付け社更第220号)別添(身体障害者自立支援事業実施要綱)に基づく「身体障害者自立支援事業」を行っている施設において介助サービス等を提供する者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者が従事した期間

注3 「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」の一部改正について(平成22年5月14日付け老発0514第1号)施行前の以下に掲げる業務については、実務経験期間に算入できる。

ウー(9) 「在宅重度障害者通所援護事業について」(昭和62年8月6日付け社更第185号)別添(在宅重度障害者通所援護事業実施要綱)に基づく「在宅重度障害者通所援護事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるものとして従事した期間

注4 「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」の一部改正について(平成24年4月9日付け老発0409第1号)施行前の以下に掲げる業務については、実務経験期間に算入できる。

ウー(10) 個人の家庭において就業する職業安定法施行規則(昭和22年労働省令第12号)附則第3項に掲げる家政婦のうち、その主たる業務が介護等の業務であるものとして従事した期間

ウー(11) 「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」(平成15年11月10日付け障発第1110001号)別紙(重症心身障害児(者)通園事業実施要綱)に基づく「重症心身障害児(者)通園事業」において利用者の療育に直接従事する職員(施設長、医師、看護師、児童指導員及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く。)として従事した期間

ウー(12) 「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け障発第0801002号)別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記4に基づく「移動支援事業」を行っている者、別記6(3)に基づく「訪問入浴サービス事業」を行っている職員、別記6(4)に基づく「身体障害者自立支援事業」を行っている施設において介助サービスを提供する者、別記6(9)に基づく「日中一時支援事業」を行っている職員、別記6(10)に基づく「生活サポート事業」を行っている者のうち、その主たる業務が介護等の業務であるものとして従事した期間

ウー(13) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する重症心身障害児施設の入所者の保護に直接従事する職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるものとして従事した期間

ウー(14) 知的障害児施設及び肢体不自由児施設(肢体不自由児通園施設を除く。)の入所者の保護に直接従事する職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるものとして従事した期間

ウー(15) 児童福祉法第27条第2項に基づく厚生労働大臣の指定を受けた指定医療機関の入所者の保護に直接従事する職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの(児童福祉法第27条第2項に基づく厚生労働大臣の指定を受けた指定医療機関の保育士をいう。)として従事した期間

注5 「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」の一部改正について(平成25年3月27日付け老発0327第3号)施行前の以下に掲げる業務については、実務経験期間に算入できる。

- ウー(16)障害者自立支援法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設の入所者の支援に直接従事する職員のうちその主たる業務が介護等の業務であるものとして従事した期間
- ウー(17)「知的障害者通所援護事業等助成費の国庫補助について」(昭和54年4月11日付け発児第67号)別添(知的障害者通所援護事業実施要綱)に基づく「知的障害者通所援護事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるものとして従事した期間
- ウー(18)指定特定施設入居者生活介護(指定居宅サービスに該当する法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護をいう。)、指定地域密着型特定施設入居者生活介護(指定地域密着型サービスに該当する法第8条第19項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。)又は指定介護予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防サービスに該当する法第8条の2第11項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。)を行う介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第15条第3号に規定する適合高齢者専用賃貸住宅の介護職員として従事した期間

注6 「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」の一部改正について(平成26年3月31日付け老発0331第5号)施行前の以下に掲げる業務については、実務経験期間に算入できる。

- ウー(19)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する障害福祉サービス事業(共同生活介護を行うものに限る。)を行う事業所の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるものとして従事した期間
- ウー(20)「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け障発第0801002号)別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記11に基づく「任意事業」の「身体障害者自立支援」を行っている施設において介助サービスを提供する者、「任意事業」の「生活サポート」を行っている者のうち、その主たる業務が介護等の業務であるものとして従事した期間